

# 一般事業主行動計画

## 社会福祉法人川口市社会福祉協議会

### ■ 基本方針

川口市社会福祉協議会は、女性が活躍でき、すべての職員が仕事と子育てを両立しながら能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図るとともに、男女がともに育児・家事を担い、希望に応じてキャリア形成と家庭生活の両立を可能とする職場づくりを推進するため、次のとおり行動計画を策定します。

### 1 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### 2 目標と取組内容

（次）：次世代育成支援対策推進法に基づく取組 （女）：女性活躍推進法に基づく取組

#### 【目標1】 男性職員の育児休業の取得促進と取得期間の延長（次・女）

目標1	男性育休取得率 100%を維持・うち2週間以上取得 50%以上を達成する
【対策】	<ul style="list-style-type: none"><li>育児休業規程・産後パパ育休制度を全職員に対して文書および研修で周知し、特に「まとまった期間の取得」が可能であることを積極的に案内する</li><li>配偶者の出産予定がある男性職員に対して、所属長から取得期間も含めた意向確認を行う仕組みを整備する</li><li>管理職研修において、長期取得を支援する職場風土づくりをテーマとして毎年取り上げる</li></ul>

#### 【目標2】 年次有給休暇の取得促進（次）

目標2	年休平均取得日数 15 日以上・取得率 65%以上を達成する（現状 12.5 日・52%）
【対策】	<ul style="list-style-type: none"><li>年次有給休暇取得率・取得日数・取得分布（課別・雇用形態別）を毎年度調査し、全職員に周知する</li><li>年間 15 日以上の取得を全職員の目標として周知し、年度末時点で未達成の職員がいる課の所属長に業務配分の見直しを求める</li><li>夏期・年末年始等に連続取得（3 日以上）を奨励し、取得しやすい業務カバ体制を各課で整備する</li><li>取得が特に少ない職員・課については、人事労務担当から積極的な声かけ・フォローを行う</li><li>短時間労働者を含む全雇用形態の職員が取得しやすい環境を整備する</li></ul>

### 【目標3】 所定外労働時間の削減（次・女）

<b>目標3</b>	月平均の法定時間外・休日労働時間を6時間未満とする（現状8時間→25%削減）
<b>【対策】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 毎週水曜日のノー残業デーを継続・強化し、全課での定着を図る</li><li>● フルタイム職員・常勤職員の月平均残業時間を6時間以内に抑制することを目標に、短時間労働者については現状水準を上限とする</li><li>● 各課において職員の時間外労働数を毎月把握し、時間外労働の多い職員の所属長に業務改善・見直しを求める仕組みを維持・強化する</li><li>● 時間外労働の課別状況を管理職会議等で定期的に公表・評価する（年1回以上）</li><li>● ICTの活用・業務の標準化等により業務効率化を推進する</li></ul>

### 【目標4】 管理職への女性登用促進（女）

<b>目標4</b>	管理職に占める女性割合を35%以上とする（現状28.6%）
<b>【対策】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 管理職登用にあたり、性別にかかわらず意欲と能力を基準とした公正な評価・選考が行われているか、人事担当者が毎年度確認する</li><li>● 育児・介護等のライフイベントを経た後もキャリアを継続できるよう、管理職候補の女性職員に対して所属長が定期的にキャリア面談を実施する</li><li>● 管理職に占める女性割合を毎年度集計し、全職員に公表する</li></ul>